

# 令和6年度 大野町放課後クラブの利用について

※はじめにお読みください



大野町 教育委員会 学校教育課  
0585-34-1111 (代表)

## ◆放課後クラブとは

大野町放課後クラブは、学校下校後および長期休暇中に保護者が労働等により昼間家庭に居ない小学生児童を対象に、生活と遊び場を提供し、児童の健全育成を図ることを目的として開設・運営しています。

## ◆放課後クラブ一覧

	開設場所	電話番号	定員
大野放課後クラブ	大野小学校体育館2階	32-5021	60名
北放課後クラブ	北小学校校舎内1階	32-5022	35名
西放課後クラブ	西小学校校舎内1階	32-5023	35名
中放課後クラブ	中小学校校舎内1階	32-5024	50名
南放課後クラブ	南小学校絆館	32-5025	45名
東放課後クラブ	東小学校校舎内1階	32-5026	60名

## ◆対象になる児童

町内在学の小学校1年生から6年生の児童で次に該当する場合

- ① 保護者等が昼間（午前8時30分～午後5時）に居宅外において毎月15日以上勤務している場合
- ② 保護者等が疾病にかかり若しくは負傷し、身体に障がいをもっている場合
- ③ 保護者等が長期にわたり同居の親族を常時介護している場合



## ◆申請に必要な書類

必要書類は、町のホームページからダウンロードすることができます。また、学校教育課窓口でも配布しています。

申込みに必要な書類 ※児童1名につき1部必要です。	
□放課後クラブ入所申請書 ※電子申請でフォームに入力される場合は不要	
下記の書類は窓口申請、電子申請の両方で必要となります。	
保護者等が勤務の場合	□放課後クラブの児童育成に欠ける事由証明（雇用・パート） （※同一世帯及び同一生計をしている65歳以下の方で、働いてみえる方は全員この書類が必要）
保護者に病気や障がいのある場合	□診断書（任意様式）又は身体障害者手帳の写し ※診断書は医療機関から発行された診断書の写し
介護にあっている場合	□介護認定通知書、身体障害者手帳等又は診断書の写し
令和5年1月1日時点で大野町に住所を有していない場合	□令和5年度の所得課税証明書

※ その他の事情により、入所の申請をご希望される方につきましては、学校教育課にご相談ください。必要に応じて証明書の提出をご依頼させていただく場合がございます。

## ◆申請書の受付

### 【受付期間】

〈令和6年4月からの利用〉 令和6年2月1日～令和6年2月29日  
 〈夏休みのみの利用〉 令和6年5月1日～令和6年5月31日  
 〈年度途中入所〉 随時（審査のため入所決定までに1週間半～2週間ほどかかります）

※受付時間は午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く）

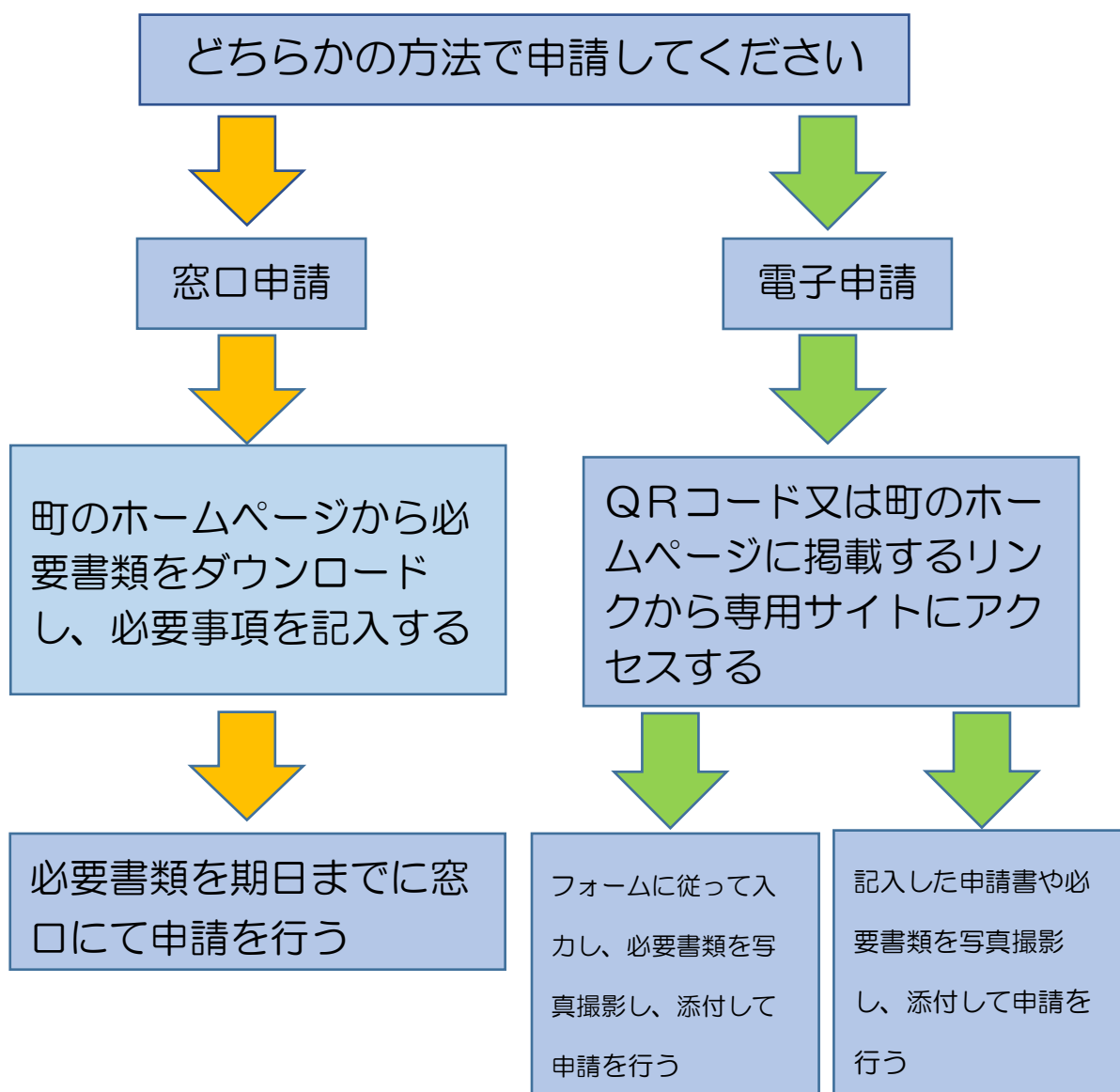
※書類の記入漏れや不備がある場合は受理できません。「4月からの利用申請」や「夏休みのみの利用申請」の受付期間中は、定員に達しても書類不備等ない限り全員書類を受理し、その後入所の判定をします。

※定員を超えている場合は、審査の結果、入所待ちになる場合があります。

※入所申請は毎年度必要です。（自動更新なし）

※定員以上の申込みがあった場合には、児童の年齢、保護者の就労時間・就労状況、ひとり親家庭、兄弟・家庭状況等を勘案し、必要性の高い方から利用決定をします

※必要な書類が提出されない場合は、審査に際して不利になることがあります。



◎電子申請される方は以下のQRコードとURLをご利用ください。

<https://logoform.jp/form/ciUr/226108>



## ◆開所日、開所時間

開所時間	
平日	下校後～18時30分まで
長期休暇（春休み・夏休み・冬休み）	7時45分～18時30分まで
土曜日	7時45分～18時30分まで

※授業参観等の振り替え休日は、長期休暇同様に開設します。

※放課後クラブの開設には、原則5人以上の利用が必要です。特に長期休暇や振替休日等の開設については、希望者が各クラブで5人に満たない場合は開設できません。

※土曜日については、別途申し込みが必要です。詳しくは「◆土曜日の放課後クラブ開所について」をご参照ください。

※児童の安全の為、保護者の方でお迎えをお願いします。また、長期休暇時や土曜日は、保護者の方で送迎をお願いします。（保護者以外の方がされる場合は、必ず放課後クラブに連絡して下さい。）

※開所時間前に児童を放課後クラブ前に置いて帰ることは決してしないで下さい。

※お迎えの際には、必ず教室までお子さんを迎えにいらしていただき、指導員に一声おかけ下さい

## ◆土曜日の放課後クラブ開所について

当該土曜日に希望者が5人以上いた場合、南放課後クラブにて土曜日の放課後クラブを開所しています。

### 【申込方法】

利用されたい月の前々月末までに「土曜日放課後クラブ利用申出書」を記入し、学校教育課へ提出してください。

利用希望月	申請期限
令和6年4月の土曜日利用希望	令和6年2月末までに提出
令和6年5月の土曜日利用希望	令和6年3月末までに提出
令和6年6月の土曜日利用希望	令和6年4月末までに提出
令和6年7月の土曜日利用希望	令和6年5月末までに提出
令和6年8月の土曜日利用希望	令和6年6月末までに提出
令和6年9月の土曜日利用希望	令和6年7月末までに提出
令和6年10月の土曜日利用希望	令和6年8月末までに提出

令和6年11月の土曜日利用希望	令和6年9月末までに提出
令和6年12月の土曜日利用希望	令和6年10月末までに提出
令和7年1月の土曜日利用希望	令和6年11月末までに提出
令和7年2月の土曜日利用希望	令和6年12月末までに提出
令和7年3月の土曜日利用希望	令和7年1月末までに提出

※土曜日利用の申出は、大野町放課後クラブの入所決定を受けた方で

- ①保護者等が土曜日就労されている場合
  - ②保護者等が疾病にかかり若しくは負傷し、身体に障がい有している場合
  - ③保護者等が長期にわたり同居の親族を常時介護している場合
- が条件となります。

※申出が5人に満たない場合は開設できません。開設の有無については、前月の月上旬頃に連絡します。

#### ◆休所日

- ・日曜日・国民の祝日・年末年始（12月28日～1月4日）、
- ・その他町長が定める日・警報発表などによる臨時休所

#### ◆欠席の連絡について

放課後クラブを欠席される場合は、前日までに直接指導員に伝えていただくか、当日の午前中までに、各放課後クラブ専用電話に欠席の伝言メッセージを入れて下さい。放課後クラブ事務局【大野町教育委員会 学校教育課】に連絡してもらっても構いません。**無断欠席のないように必ず連絡して下さい。**

また、学校を早退し、放課後クラブを利用されない日も必ず欠席連絡をして下さい。

#### ◆保育料

階層区分		利用料（※3）			
		8月を除く月	8月（※4）	夏休み期間のみの利用	土曜日
A階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む)	0円	0円	0円	0円
B階層	前年度分の町民税非課税世帯	月額 3,000円 (※1)	月額 5,000円 (※1)	7,000円 (※1)	月額1,000円 (※2)
C階層	前年度分の町民税課税世帯	月額 6,000円 (※1)	月額10,000円 (※1)	14,000円 (※1)	月額2,000円 (※2)

※1：土曜日料金は除きます。

- ※2：土曜日は希望者が5人以上の場合、南放課後クラブにて開所をします。
- ※3：同一世帯で2人以上利用の場合は2人目以降の利用料が上記の金額より半額となります。
- ※4：通常利用の児童で夏休み期間のみ利用しない場合、夏休み明けから8月31日までの学校就業日の8月利用は、9月分の保育料に含まれます。

保育料については、各クラブの指導員より保護者の方に、月初めに納付書をお渡します。（日割り料金はありません。）

毎月末日までに（但し、末日が土、日曜日の場合は翌日又は翌々日。）役場の1階会計窓口、指定の金融機関、またはコンビニにてお支払い下さい。

※納付書の袋は、必ず放課後クラブに返却ください。また、お支払いが済んだから返却ください。

### ◆退所の手続き

年度途中で退所される場合は、月末の10日前までに学校教育課まで退所届を提出して下さい。「退所届」の提出がない場合は、いかなる理由でも1日付けで保育料が発生しますのでご注意下さい。

### ◆保険について

万一の事故やケガに備え、傷害保険に加入しますが、安全に怪我のないように利用をお願いします。掛金については、町が負担します。

※町負担で加入する保険以外にも保険が必要な方は、個人で加入されても構いません。小学校で加入するスポーツ安全保険では、放課後クラブの怪我等は適用されません。

※活動中における、施設・設備等の損傷等の賠償保険については加入しておりませんので修繕費用等は、原因者の負担となります。

### ◆注意事項

(1) すぐーるの登録について

- ・警報等が発表された場合の運営方法や緊急時又は行事等のお知らせは、すべて「すぐーる」でお知らせします。

放課後クラブ入所決定通知とともに「すぐーる 放課後クラブ保護者連絡」登録手順書を送付いたしますので、届き次第、速やかに「すぐーる」の登録



をお願いします。

- 既に「すぐる」にて登録いただいている保護者様におかれましては、再度ご登録いただく必要はございません。

### (2) 体調不良等の対応について

- 原則として、体調が悪い児童はお預かりできません。(体温 37.5 度以上等)
- 放課後クラブ利用中に児童の体調が優れなくなった場合、放課後クラブから保護者に連絡をします。そのため、**必ず**放課後クラブからの連絡が取れるようにしてください。

### (3) 災害時、感染症等について

- 台風等の災害時やインフルエンザ等の感染症による学級・学年・学校閉鎖時の対応は、放課後クラブの運営・開設も小学校に準じます。よって、災害や感染症の流行などにより、休所や利用を控えていただく場合があります。警報発表時の対応については9ページをご覧ください。

**入所後、以下に該当する場合は退所していただく場合があります。**

- 保育料を滞納した場合
- 申請書類等に偽りがあった場合
- 家庭状況の変化により、「対象となる児童」に該当しなくなった場合
- 児童が、「集団生活が難しい」「ルールや約束が守れない」「指導員の指示に何度も従わない」「ほかの児童に危害をくわえる」など放課後クラブの運営に支障を及ぼす場合



## ◆警報が発表された時の対応方法

### 学校就学時の対応

学校へ登校後～下校するまでに大野町に警報が発表された場合

学校での引き渡し（学校待機）

放課後クラブ休所

学校へ登校前に大野町に警報が発表された場合

11：00までに解除

放課後クラブ通常開所

11：00以降に解除

放課後クラブ休所

※天候悪化時の対応は学校に準じます。このため、警報が発表されていなくても学校が保護者の皆様へ緊急下校、引渡し下校の連絡をした場合、放課後クラブも休所となります。その場合、お子様はお迎えがあるまで学校待機となります。

※感染症の発症により、授業打ち切り下校が行われる場合、打ち切りになった学級のお子様については、放課後児童クラブでお預かりできませんのでご了承ください。

### 土曜日、長期休暇時の対応

開所前に警報が発表された場合

6：45までに解除

警報が解除されるまでご家庭で待機してください

放課後クラブ通常開所

6：45～11：00までに解除

警報が解除されるまでご家庭で待機してください

解除後、約1時間を経てから  
放課後クラブ開所

※警報解除後の開所時間は「すぐーる」にてお知らせします。

※1時間は、安全確認、指導員の体制を整えるための時間です。開所前にいらしても受け入れてできませんのでご了承ください。

11：00以降に解除

警報が解除されるまでご家庭で待機してください

放課後クラブ休所

開所中に警報が発表された場合

放課後クラブでの引き渡し

※警報解除後においても、道路、橋の決壊、家屋・樹木の倒壊等、危険を伴う恐れがある場合は、通所させないでください。また、町内で被害が発生している場合には、休所とする場合があります。

※台風接近中は、天気予報による状況を確認し、前日から運営方法を調整する場合があります。その際は「すぐーる」でお知らせします。